

# 鹿児島県県有施設広告掲載募集要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）の施設（以下「県有施設」という。）への広告掲載に係る募集について必要な事項を定めるものとする。

## (広告掲載の種類等)

第2条 広告を掲載できる県有施設の種類、広告の規格などの仕様及び広告掲載料については、別表に掲げるものとする。

## (広告の内容等)

第3条 県有施設への広告は、次に掲げるものについては掲載しない。

- (1) 要綱第3条第1項各号及び鹿児島県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）第2号各号に定める広告の内容のもの
- (2) 要綱第3条第2項各号及び第3項各号に定める広告主に係るもの
- (3) その他広報紙等への広告として適当でないと知事が認めるもの

## (広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、鹿児島県ホームページにより公募するものとする。

- 2 広告掲載希望者は直接応募ができるほか、事業を受託する者（以下「広告取扱業者」という。）を通じて応募することができる。

## (申込み)

第5条 前条の募集に対する申込みは、県の指定する期日までに県有施設広告掲載申込書（別記第1号様式）により行わなければならない。

- 2 募集は、第2条に規定する別表に掲げる募集枠数を1枠単位から募集できるものとする。

## (決定)

第6条 知事は、第4条の募集に対し応募があったときは、申込みの内容が、要綱及び表示基準並びにこの要領に適合するかどうかについて審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果掲載可能な広告の中で、掲載期間が長いものから優先し、申込みが早かった順に決定するものとする。
- 3 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

## (契約の締結)

第7条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、鹿児島県県有施設広告掲載契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。この場合、広告掲載希望者が広告取扱業者を通じて申し込んだ場合は、広告取扱業者と契約を締結するものとする。

(広告の作成及び提出)

第8条 広告は、広告掲載者又は広告取扱業者が作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告掲載者又は広告取扱業者が負担するものとする。

3 広告掲載者又は広告取扱業者は、作成した広告を県が指定した日までに、県が指定する方法で県が指定した場所に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定により提出された広告の内容等が第3条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを表示するものとする。

(広告掲載者等の責務)

第9条 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者又は広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告掲載者又は広告取扱業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、鹿児島県出納局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月28日から施行する。

この要領は、令和3年2月3日から施行する。

この要領は、令和4年2月16日から施行する。

別表（第2条関係）

## 県有施設広告掲載仕様一覧表

施設名	広告掲示場所	広告物の種類	募集枠数	広告の規格	単価(税込)/枠・月
鹿児島県庁行政庁舎 食堂	食堂内壁面	ポスター掲示	11枠	B2サイズ	3,100円
鹿児島県庁行政庁舎 エレベーター	エレベーター 内壁面（4基）	ポスター掲示	4枠	縦 15 cm 横 58 cm	2,100円

※ 食堂、エレベーターは「鹿児島県の休日を定める条例」（平成元年10月13日：条例第37号）に規定される下記の県の休日には営業及び稼働を行いません。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

ただし、エレベーターについては、上記休日以外に月に1回、定期点検のために終日運休します。

また、故障等により運転を停止する場合があります。

※ 営業日における食堂の営業時間は次のとおりです。

10:30 ～ 15:00

※ 稼働日における広告掲載エレベーターの稼働時間は次のとおりです。

7:45 ～ 22:00

※ 広告掲載エレベーター4基のうち、2基は低層階（B1～11F）用、残りの2基は高層階（1F・2F・3F・5F・11F～17F）用となっています。